

## グループ就労訓練に係る助成金の創設

直ちに常用雇用を目指すことが困難な精神障害者等について、指導員の支援のもと、数人のグループを企業内で訓練させ、常用雇用への移行を図る事業を実施する場合に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金（障害者能力開発助成金）を支給。

### 1. グループ就労訓練（請負型）

#### (1) 助成内容

社会福祉法人、NPO法人等が、企業から業務を請け負い、数人の精神障害者等のグループを指導員の支援のもと企業内で訓練させ、常用雇用への移行を促進することについて助成金を支給。

#### (2) 支給額・支給期間

##### ◎ 指導員による援助の実施

- ・ 助成率：3／4
- ・ 支給限度額：月 24 万円
- ・ 支給期間：① 当初は 2 回目の年度末まで。  
② その 2 年度のうちに 1 名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合には、継続受給が可能。  
③ 3 年度目以降は、1 年度のうちに 1 名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合には、継続受給が可能。

##### ◎ 協力事業主による受入れ

- ・ 支給額：受入れ費用として、社会福祉法人等が協力事業主に対して支給した額
- ・ 支給限度額：1 日当たり 2,500 円（月 5 万円を限度）

### 2. グループ就労訓練（雇用型）

#### (1) 助成内容

事業主が、数人の精神障害者等のグループを雇用し、指導員の支援のもと企業内で訓練させ、常用雇用への移行を促進することについて助成金を支給。

#### (2) 支給額・支給期間

##### ◎ 配置の場合

- ・ 助成率：4／5
- ・ 支給限度額：月 25 万円
- ・ 支給期間：① 当初は 2 回目の年度末まで。  
② その 2 年度のうちに 1 名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合には、継続受給が可能。  
③ 3 年度目以降は、1 年度のうちに 1 名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合には、継続受給が可能。

##### ◎ 委嘱の場合

- ・ 助成率：4／5
- ・ 支給限度額：委嘱 1 回につき 15,000 円（年間 250 万円を限度）
- ・ 支給期間：配置の場合と同様。